

■第1回愛宕・築地・光岸地地区復興まちづくりの会について

第1回愛宕・築地・光岸地地区復興まちづくりの会の議題は以下の通りです。

詳細については、別添の当日配布資料をご参照ください。以下には、主な説明内容を記載します。

○アンケート結果の報告【資料1】

平成23年7月8日から7月26日の期間で被災地及びその周辺の各世帯を対象に「復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査」を行いました。そのうち愛宕・築地・光岸地地域分の分析結果についてご説明いたしました。詳細は配布資料をご覧ください。

○検討会の立ち上げについて【資料2】

再びこのような深刻な被害を受けないよう、安心・安全に暮らすことができるまちを地区の皆さんで十分に議論していただくため、「検討会」を立ち上げて議論していただくことをご提案し、ご了承いただきました。

- ・愛宕・築地・光岸地地区では、自治会、仮設住宅、消防団等から選出された16名のメンバーで構成される「検討会」を組織し、検討を進めます。
- ・検討会で話し合われたことは、毎回、「地区復興まちづくり便り」で皆さんに検討状況を報告し、意見募集を行います。「地区復興まちづくり便り」は、市の広報誌に挟み込む形で皆さんに配布します。
- ・ある程度、計画がまとまった段階で「計画案内覧会」を地区の集会施設等で開催し、その場で計画案のご説明やご質問にお答えする他、ご意見をいただくこととしております。

○復興まちづくりの考え方、復興パターン案について【資料3】

今後の検討会での検討のたたき台として、これまで市で検討してきた「復興まちづくりの考え方」と「復興パターン案」をご説明いたしました。愛宕・築地・光岸地地区では2パターンをお示ししておりますので、配布資料をご覧ください。

■留意点

- ・検討のたたき台であり、この案のどれかに決めるというものではありません。
- ・移転先の土地所有者の承諾や土砂災害警戒危険区域等具体的な調査はしておりません。
- ・今後、国や県の方針決定や制度改正等により変わることがあります。

■復興パターン案の見方

- ・【非可住地】住宅を建てることはできませんが、工場や商店等の事業系建物や倉庫等は建設できる区域です。
- ・【構造規制等条件付可住地】構造を強化した頑丈な建物を建てることにより居住することができる区域です。
- ・【面的嵩上げ】地盤を面的に嵩上げし、住宅を建てることのできるようにする区域です。
- ・【移転候補地】高台等への移転先のイメージを示しています。
- ・【避難場所】地域防災計画等に位置付けられている代表的な避難場所を示しています。
- ・【津波避難ビル等】津波発生時に避難することができる強固な建物の配置を示しています。
- ・【防潮堤】過去に発生した2番目に大きい津波、明治三陸津波クラスに対抗する防潮堤を整備する予定です。

○復興まちづくりの手段・方法について【資料4】

復興パターンに沿ったまちづくりの事業手段・手法についてご説明いたしましたので、配布資料をご覧ください。

※現行制度に沿った内容を記載しておりますが、要件緩和等制度改正が検討されております。

- ・宮古市は沿岸部一帯で大きな被害を受けており、市のお金だけで復興を進めることは難しいことから、国の補助制度を活用しながら事業実施を図ります。
- ・個別嵩上げや構造規制区域での再建には、現状で補助制度がありませんので、被災者生活再建支援金や災害復興住宅融資制度の活用もご検討ください。

■皆さんからのご意見・ご提案

検討の進め方について	・愛宕・築地・光岸地地区は広いので、もっと大人数で検討した方が色々な意見が出てよいのではないかと。
復興まちづくりについて	・住宅地の造成を考える前に、湾内に防波堤をつくることを考えた方がいいのではないかと。

■主なご質問と回答

防潮堤等について	Q：防潮堤は今の堤防の内側に造ると聞いたが。	➡	A：堤防の嵩上げにも用地が必要になります。臨港線が通っていた所が県有地なのでその部分を使うことになると思います。
	Q：津軽石の水門に波がぶつかって被害が大きくなったという話を聞いたがこれについての市の見解は。	➡	A：水門の上の監視カメラの映像によれば、津波が水門に到達する前に、赤前や法の脇から浸水が始まっていたようです。
高台移転や嵩上げ事業について	Q：高台移転の場合、元々居た土地と移転先の土地を交換することはしないのか。	➡	A：現行の制度では、移転先は賃貸することになっておりますので、現時点では交換は考えていません。
まちづくりの手段・方法について	Q：可住地から外に出て行く人への支援はあるのか。	➡	A：現行制度では支援はありません。
既存の土地、建物について	Q：非可住地に建築はできるが住宅は建てられないというのはどういうことか。	➡	A：津波の浸水の危険があることから住宅を建てることはできませんが、漁業の作業場や工場、店舗などの事業系の建物は建てることができます。
	Q：愛宕地区周辺の土地は測量などがきちんと終わっているのか。	➡	A：国土調査を実施していないので市としては測量していません。
	Q：構造規制等の場所ですでに建てている方は、自己負担で規制に合わせて造り直さなければならないのか。	➡	A：現在の建物に規制がかかるものではなく、次に建替えるときに、構造強化等規制に合わせていただくことになります。
道路等の整備の予定について	Q：光岸地の道路を拡幅するという話があったが、今はどうなったのか。	➡	A：予定は変わっていませんが、県は市の復興パターンが決まるまで待つという方針であり、3月以降に検討を始める予定です。